

横手市結婚新生活支援事業補助金

横手市では結婚して新生活を始める新婚世帯に対して、
新婚生活にかかる経費の一部を補助します。婚姻日時点で
夫婦ともに29歳以下の場合の補助上限額は60万円、
39歳以下の場合は30万円となります。



申請受付期間

令和7年6月16日から令和8年3月13日まで

※申請は1回限りとなります。

補助対象となる世帯

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に新たに婚姻した夫婦のいる世帯
- 申請時において夫婦の双方又は一方が市内に住所を有していること
- 婚姻日における夫婦の双方の年齢が39歳以下であること
- 夫婦の合算した所得が500万円未満であること
- 夫婦の双方が市税を滞納していないこと
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦の双方又は一方が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- 夫婦の双方又は一方が横手市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと

補助対象となる経費

令和7年4月から令和8年3月までに支払った費用について、1世帯につき
60万円または30万円を上限に補助します。

- ① 住宅賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ② 引越し費用（引越し業者へ支払った費用）
- ③ 住宅取得費用（購入・新築）
- ④ 住宅リフォーム費用



★申請を希望する場合は必ず事前にご相談ください。



裏面もご覧ください→

申請に必要な書類

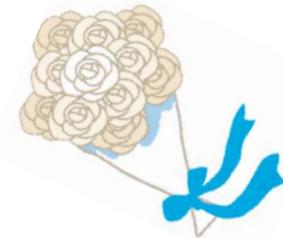
【すべての世帯】

- 横手市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- 申請者に係る婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 申請者の世帯の住民票
- 申請者及び配偶者の課税証明書（申請時点で発行できる最新のもの）
- 申請者及び配偶者の市区町村税の納税証明書（申請時点で発行できる最新のもの）
- 申請者及び配偶者の住宅手当支給証明書
- 住宅取得費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、共益費又は仲介手数料を支払ったことを証明するもの
- 宣誓書兼同意書
- 補助金の振込先が確認できるもの（申請者と同じ名義のもの）



【該当世帯のみ】

- 貸与型奨学金の貸与を受けている場合は、当該貸与型奨学金の返済額証明書
- 住宅を購入した場合は、当該住宅の売買契約書の写し
- 住宅を新築した場合は、当該住宅の請負契約書の写し
- 住宅をリフォームした場合は、当該住宅の請負契約書の写しと工事内容を確認できる書類
- 住宅を賃借している場合は、当該住宅の賃貸借契約書の写し
- 引越費用を支払ったことを証明するもの
- その他市長が必要と認める書類



補助金交付決定までの流れ

横手市内で新生活開始



（令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦）

※申請期間の都合上、令和8年3月14日以降に婚姻された、またその予定の方は、事前に経営企画課までご相談ください。

補助金申請



補助金交付申請書兼実績報告書に必要書類を添付して提出してください。

申請期限：令和8年3月13日まで ※アンケートにご協力ください。

書類受理・審査

交付決定通知



市で書類審査を行い、記載内容の不備や必要書類が不足している場合は再提出をお願いすることがあります。書類審査の結果については、「補助金交付決定通知書」または「補助金不交付決定通知書」により通知します。

補助金交付

市で請求書の内容を確認し、申請者の口座に振り込みます。

※交付額が上限額に達しなかった場合は、その差額を次年度に申請可能です。

申請・問合せ先

オンラインによる
申請も可能です→



横手市総務企画部経営企画課企画振興係

〒013-8601 秋田県横手市中央町8番2号（本庁舎3階）

TEL : 0182-35-2164 FAX : 0182-33-6061

E-mail : kikaku@city.yokote.lg.jp

HP : <https://www.city.yokote.lg.jp/1009218/1009259.html>